

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 片山 達
【住所又は本店所在地】	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年1月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本ホスピスホールディングス株式会社
証券コード	7061
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	パシフィックミナトツージーピーリミテッド (Pacific Minato II GP, Ltd.)
住所又は本店所在地	Clifton House, 75 Fort Street, P.O. Box 1350, George Town, Grand Cayman KY1-1108, Cayman Islands
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 片山 達
電話番号	03-6775-1023

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年11月20日
訂正箇所	上記変更報告書について、令和元年11月27日に提出しました訂正報告書の下記項目を訂正します。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

パシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)は、無限責任組員であるパシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)の、投資事業有限責任組合である。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

パシフィックミナトツージーピーリミテッド(Pacific Minato II GP, Ltd.)は、投資事業有限責任組合であるパシフィックミナトツーエルピー(Pacific Minato II, L.P.)の無限責任組員である。